

## 4-91 速度計等

### 4-91-1 装備要件

- (1) 自動車（最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が容易に走行時における速度を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものとして取付位置、精度等に関し、4-91-2の基準に適合する速度計を運転者の見やすい箇所に備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機回転計をもつて速度計に代えることができる。（保安基準第46条第1項関係）
- (2) 自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、走行距離計を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもつて走行距離計に代えることができる。（保安基準第46条第2項関係）

### 4-91-2 性能要件

#### 4-91-2-1 テスタ等による審査

4-91-1(1)の速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差がないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が40km/h（最高速度が40km/h未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第148条第1項第2号関係）

- ① 最高速度が40km/h以上の自動車にあつては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が31.0km/h以上42.5km/h以下の範囲にあるもの

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、計測した速度が29.1km/h以上42.5km/h以下の範囲にあるもの

- ② 最高速度が40km/h未満の自動車にあつては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$$

この場合において、

$V_1$ は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$ は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 94) V_1$$

この場合において、

$V_1$ は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$ は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

#### 4-91-2-2 視認等による審査

- (1) 4-91-1(1)の速度計は、取付位置、精度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、運転者が容易に走行時における速度を確認できるものでなければならない。この場合

において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第70条関係、細目告示第148条第1項第1号関係）

ア 速度がkm/hで表示されないもの

イ 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第56条第1項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの

ウ デジタル式速度計であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの

エ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

(2) 次に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第148条第2項関係）

① 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

② 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計又はこれに準ずる性能を有する速度計

#### 4-91-3 欠番

#### 4-91-4 適用関係の整理

(1) 平成18年12月31日以前に製作された自動車については、4-91-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第54条第1項関係）

(2) 平成20年9月30日以前に製作された自動車については、4-91-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第54条第3項関係）

#### 4-91-5 従前規定の適用①

平成18年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。（適用関係告示第54条第1項及び第2項関係）

##### 4-91-5-1 装備要件

(1) 自動車（最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、速度計を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機の回転計をもって速度計に代えることができる。（保安基準第46条第1項関係）

(2) 自動車（軽自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、走行距離計を備えなければならない。ただし、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもって走行距離計に代えることができる。（保安基準第46条第2項関係）

##### 4-91-5-2 性能要件

速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。

(1) 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

- ① 速度が km/h で表示されないもの
- ② 照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの（保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。）、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの
- ③ デジタル式速度計（一定間隔をもって断続的に速度を表示する速度計をいう。以下同じ。）であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの

④ 速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

(2) 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスト等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあつては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、速度計の指度の基準に適合しないものとする。

① 最高速度が 40km/h 以上の自動車にあつては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が 31.0km/h 以上 44.4km/h 以下の範囲にあるもの

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、計測した速度が 29.1km/h 以上 44.4km/h 以下の範囲にあるもの

② 最高速度が 40km/h 未満の自動車にあつては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \leq V_2 \leq (100 / 90) V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

(3) 次に掲げる速度計であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

① 指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

#### 4-91-6 従前規定の適用②

平成 20 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、4-91-1(2)に規定する「カタピラ及びそりを有する軽自動車」を「軽自動車」に読み替えて適用するものとする。（適用関係告示第 54

条第3項関係)